



費用の負担は 受益者分担金制度

●建設費の一部になる分担金(負担金)

下水道管や終末処理場をつくるために、巨額の建設費用が必要です。この費用は、国からの補助金、地方債という町の借入金、町税等と受益者分担金によってまかなわれます。

●受益者分担金(負担金)とは

下水道の施設は、道路や公園のように一般的な公共施設とちがって、整備することによって利用できる地域の方が限られてきます。このため下水道の建設費を町税などの税金だけでまかなうことになると、下水道の恩恵を受けない方たちにまで負担をかけることになります。これは公平な負担の原則に反することになります。そこで下水道の建設費の一部を下水道整備によって利益を受ける方に負担していただくことによって、より一層の整備促進をしようというのが「受益者分担金(負担金)」の制度です。

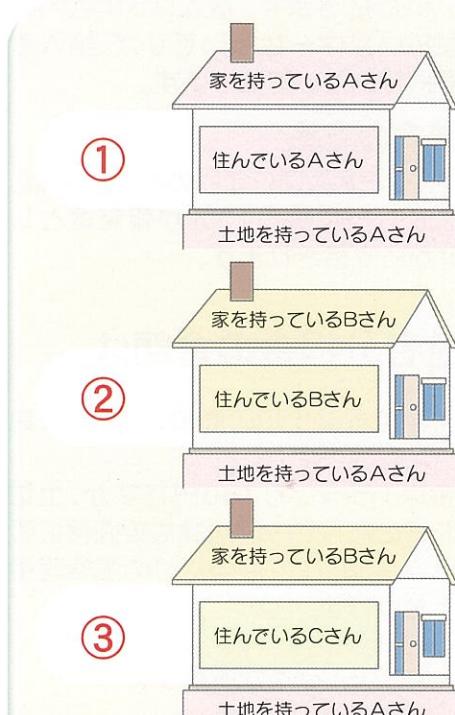
●受益者分担金は一度だけの負担

受益者分担金(負担金)は、土地の広さに応じて一度だけ負担して頂くもので、全額納付した後は、同じ土地等に賦課することはありません。



●納めていただく方は

受益者分担金を納める人を『受益者』といいます。原則的には、公共下水道の処理区域内にある土地の所有者と権利者がこれにあたります。したがって、借家人などのように、土地の権利を持たない人は受益者ではありません。



受益者と成られる方は、①の場合はAさん、②③はAさんまたはBさん（基本的には土地の所有者が受益者ですが、②③は話し合いできめます）

●受益者分担金の賦課から納入まで

1▶受益者分担金の負担の時期は

下水道管渠工事が完了した区域内の土地は、その翌年度供用開始から負担して頂くことになります。

2▶受益者の決定(前ページを参考に)

町から必要書類を送りますので、受益者(分担金を負担して頂く方)が決まりましたら「受益者申告書」を町に提出していただきます。

3▶受益者分担金額の決定及び通知

町は受益者分担金額を決定し、「受益者分担金決定通知書」と「受益者分担金納入通知書」を受益者に送付します。

4▶受益者分担金の納入

各受益者(納入者)に納入通知書にて支払いいただきます。納入は5年以内の分割払い又は一括払いですが、納入者が選択し納入して頂きます。

5▶報償金の支給

分担金を一括払い(1年目のみ)の方には、受益者分担金額の10%が報償金として町から支給されます。

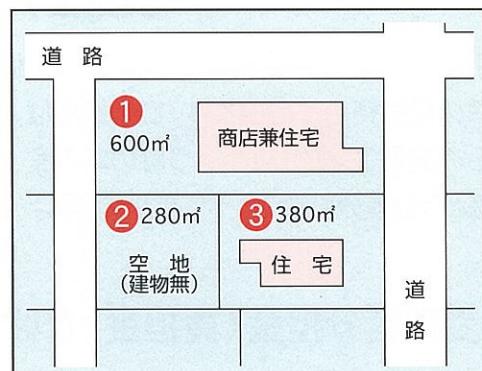
●受益者分担金の金額は

受益者分担金は土地の面積に応じて、負担していただきます。

分担金は1m²当たり180円ですが、土地の利用形態に応じて今回賦課対象面積に限度があり、1区画又は1戸当たりの賦課面積は次のとおりです。

- 1▶個人及び法人などが所有する専用住宅地等 330m²
- 2▶店舗など併用住宅地 500m²
- 3▶法人(宗教法人を含む)、各種団体などの事務所・工場など 800m²

●分担金の計算例(参考)



1の例

土地利用形態 ▶ 店舗併用住宅

土地の面積 ▶ 600m²

賦課面積 ▶ 500m²

計算式 ▶ 500m² × 180円 = 90,000

分担金額 ▶ 90,000円 報償金額 ▶ 9,000円

2の例

土地利用形態 ▶ 専用住宅

土地の面積 ▶ 280m²

賦課面積 ▶ 280m²

計算式 ▶ 280m² × 180円 = 50,400

分担金額 ▶ 50,000円 報償金額 ▶ 5,000円

3の例

土地利用形態 ▶ 専用住宅

土地の面積 ▶ 380m²

賦課面積 ▶ 330m²

計算式 ▶ 330m² × 180円 = 59,000

分担金額 ▶ 59,000円 報償金額 ▶ 5,900円

※報償金は賦課初年度において、納入期限(6月1日～6月30日)内に一括納入に限り支給されます。

●その他

- ①受益者分担金には減免措置があります。公共施設、宗教法人施設、墓地などが対象になります。
- ②受益者分担金には納入猶予措置があります。災害、事故などにより納入が困難と認められるとき。